

大和市告示第93号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」の次に「それぞれ」を加える。

別表第1補助金の額又はその算定方法の欄中「2,238,000円」を「2,305,000円」に、「4,306,000円」を「4,484,000円」に、「53,000円」を「60,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「378,000円」を「392,000円」に、「170,000円」を「176,000円」に、「1,796,000円」を「1,847,000円」に、「125,000円」を「128,000円」に、「251,000円」を「256,000円」に、「377,000円」を「384,000円」に改め、同表備考第4項中「878,000円」を「896,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定に基づいて平成31年4月1日以後の分として交付を受けた補助金は、改正後の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定による補助金の内払とみなす。